

戸籍等証明書の郵送請求の方法

【請求の際、送付していただくもの】

◎戸籍等交付申請書（この用紙）

必要事項を漏れなく記入してください。※専門用語のつく電話番号は必ずご記入ください。

◎手数料

郵便局で手数料分の定額小為替を購入し、何も記入しないで同封してください。

おつりのないよう購入してください。※手数料は切手、印紙等での受け取りはできません。

◎返信用封筒

封筒に請求者の住所（返送先は請求者の住所登録地に限られます。）を記入し、切手を貼ってください。

返送料は書類の重さにより変わりますので、請求通数が多い場合は切手を多めに同封し、大きめの封筒をご用意ください。

※切手が不足する場合には「不足分手数料受取人払」扱いで返送します。

◎請求者ご本人確認ができる書類の写し

現住所、生年月日が確認できる書類のコピー

- ・公的機関が発行した顔写真付きの証明書（例：運転免許証・マイナンバーカード・身体障害者手帳・パスポート 等々）
- ・上記の書類がない場合は、国又は地方公共団体が発行した証明書を二点以上（例：健康保険証・年金証書・年金手帳・介護保険証 等々）

※代理人が請求する場合は、本人からの委任状が必要です。

◎請求者と必要な方との続柄が確認できるもの

請求される戸籍などの中に、請求者が載ってこない戸籍等をさかのぼって請求される場合、関係が確認できる戸籍の写し等が必要となる場合があります。

【お願い・注意事項】

☆北山村では、戸籍電算化（コンピュータ化）により、平成27年2月9日より、戸籍等を改製しています。

現在の戸籍には、平成26年12月29日以前に婚姻や死亡等で戸籍からすでに除かれている方、及び解消された身分事項（離婚・養子縁組）等については記載されていませんので、請求される際には、必要となる事項を⑤特記事項欄に詳しく記入してください。

☆申請書の内容に、誤りや記載漏れがある場合、未処理のままお返しする場合がありますので、ご了承ください。

☆郵送の場合は、配達日数を考え、日にちに余裕をもって請求してください。

☆権利行使又は義務履行を目的とする場合は、戸籍に記載された者等以外の第三者であっても、戸籍謄本等を請求でき、その際に委任状の提出が不要です。（戸籍法10条の2）本人確認資料のほか、必請求理由の説明や疎明資料の提出を求めることができます（戸籍法10条の3、10条の4）

【申請書の送り先とお問い合わせ先】

〒647-1603

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼42番地

北山村役場 住民福祉課 戸籍係

TEL: 0735-49-2331

FAX: 0735-49-2207